学校施設を利用される皆様へ

学校施設開放事業とは、小・中学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲において、地域の方々のスポーツ・レクリエーション活動の場として開放するものです。

利用に際し、下記事項を守り、正しくご利用くださいますようお願いいたします。

１．学校施設利用団体登録申請について

【登録の効果】

本登録申請により、深谷市立小・中学校の体育施設利用団体として登録され、登録後は学校体育施設を利用することができます。

また、利用調整会議を開催している学校については、これに出席し、利用申請を行うことができます。

なお、利用できる学校は、原則１団体につき１校です。

【登録要件】

登録にかかる要件は次のとおりです。

①　団体の所在地…深谷市内（特に定めのない場合は代表者の住所とする。）

②　団体の代表者…市内に在住する２０歳以上の者

1. 団体の構成員…８人以上であり、かつ、構成員の３分の２以上が市内に在住し、在勤し、

又は在学する者

④　利用種目…スポーツ、レクリエーション種目

（ただし、体育館や武道場の床や壁を傷める恐れのある種目は、登録を断る場合がある。）

※　構成員全員の住所（地番まで）及び電話番号が記載されていない場合は、登録申請を受理できませんので、ご注意ください。

※　登録要件を満たしていても、利用開始後に教育委員会が適当でないと認めた場合は、登録を取り消すことがあります。

【登録申請の提出先】

登録申請は、以下の必要書類を、利用を希望する学校に提出してください。

**◎学校施設利用団体登録申請書（様式第１号）**

**◎学校施設利用団体構成員名簿（様式１－１）**

※　構成員名簿は、氏名・性別・年齢・住所・電話番号・勤務先等の必要事項がすべて記載されているものであれば、各団体が独自に作成した名簿でも可とします。

【登録の有効期間】

登録の有効期間は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとします。

ただし、４月１日以降の登録の場合の有効期間は、登録された日から、翌年３月３１日までとなります。

【登録内容の変更】

　登録内容に変更があった場合は、速やかに利用する学校に申し出てください。

２．施設利用について

【休館・休場日】

施設の休館・休場日は、各学校により異なります。（事前に各学校にご確認ください。）

その他、学校が必要と認めるときは、臨時に休館・休場とすることがあります。

【利用時間】

屋外運動施設（グラウンド）＝原則として、午後５時まで（又は日没まで）

屋内運動施設（体育館等）　＝原則として、午後１０時まで

※施設の利用時間は、各学校及び日によって異なる場合があります。

（事前に各学校にご確認ください。）

　※夜間照明施設のある運動場（深谷小・深谷西小・八基小）において、

４月～１０月は午後７時まで、１１月～３月は午後５時までの利用となります。

上記時間以降は、夜間照明を使用する団体として、深谷公民館及び八基公民館にて申請をしてください。（ただし時間は状況に応じて前後する場合があります。）

３．利用調整会議について

利用調整会議の有無、開催日時等は、各学校により異なります。

（事前に各学校にご確認ください。）

４．その他

①　各団体で持ち込み、使用した用具等は必ず持ち帰りください。

②　ごみは必ず持ち帰りください。

③　校内での事故、送迎時の事故等については、教育委員会及び学校は一切責任を負い兼ねますので、利用団体において保険の加入等をお願いします。

④　屋内施設内での飲食は禁止です。

⑤　学校施設敷地内（屋内・屋外共に）は禁煙です。

※なお、その他、施設の利用にあたっては、「深谷市立学校施設利用条例」及び「深谷市立学校施設利用条例施行規則」を遵守して使用してください。